

# 1 共済事業の概要

## (1) 事業の経過

民間社会福祉事業職員共済事業（以下「共済事業」）は、民間社会福祉事業施設団体職員の福利増進を目的に昭和34年3月28日に設立された岩手県民間社会事業職員共済会の退職給付、慶弔給付等を行う互助事業として、昭和34年4月1日から開始されました。

昭和37年4月26日には、岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」）に事業が引き継がれて今日に至っています。

昭和63年には、退会共済金が税務上、退職所得として認められることとなりました。

## (2) 目的

県社協の定款に基づき、民間社会福祉事業従事者の福利増進を目的としています。

## (3) 根拠規程

「県社協定款第51条第1項第6号」及び「民間社会福祉事業共済規程」（以下「共済事業規程」）

## (4) 事業開始年月日

昭和34年4月1日

## (5) 実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

## (6) 事業の内容

- ① 退職に伴う退会共済金の給付
- ② 慶弔見舞金の給付（結婚祝金、出産祝金、見舞金、死亡弔慰金）

## (7) 事業の運営

県社協会長が委嘱する委員（県社協役員及び加入会員の代表者）で構成する運営委員会を設置し、運営を行っています。

## (8) 共済契約者

共済事業規程第7条に規定する社会福祉施設及び団体のうち共済契約を締結した事業主

## (9) 共済契約

加入する職員等の同意を得て、『共済事業加入申込書（様式第1号）』を県社協会長に提出し、加入承認後、会費及び事業主負担額の払込みにより契約が成立します。

## (10) 職員の加入要件

共済契約者が運営する事業所に常時勤務する有給役職員

(11) 会費及び事業主負担額

会費は、標準給与額の1,000分の28.75とし、会費と同額を事業主が負担します。  
標準給与額は、毎年7月に改定を行います。

(12) 退会共済金給付事例 ～加入期間10年 令和3年3月末日退職の場合～

令和元年4月～令和2年6月 標準給与額 208,000円(26等級)  
令和2年7月～令和3年3月 標準給与額 213,000円(27等級)

《計算式》

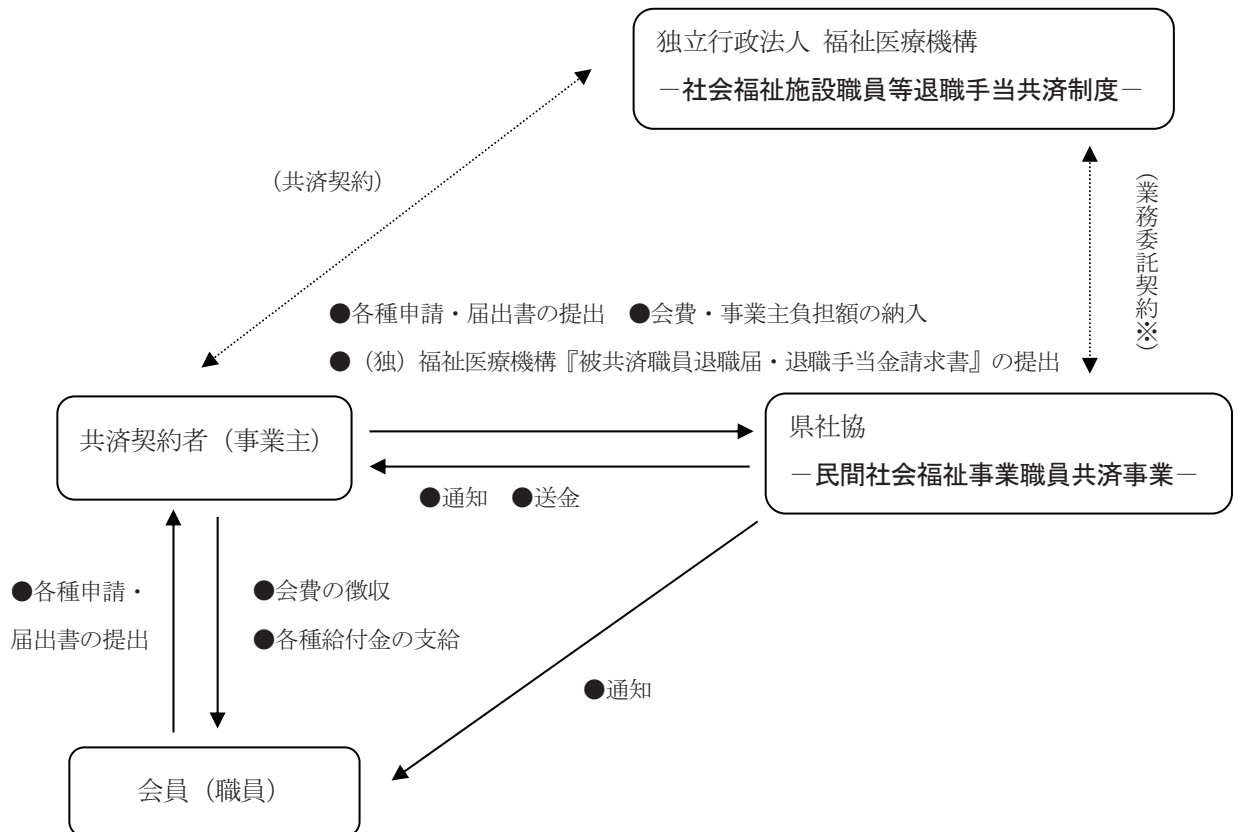
$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{退会月から遡った会費納入月} \\ \text{12か月の標準給与額の平均額} \end{array} \right]}{12} \times \left[ \begin{array}{l} \text{給付率} \end{array} \right] = 1,118,040 \quad \text{給付額 } 1,118,100 \text{ 円}$$

※100円未満切上げ

[注] 給付額のうち、事業主からの退職金として取り扱う金額は、「給付額」から「退職者の会費納入総額」を差し引いた額となります。

※ 加入期間が1年未満の場合は、退職者の会費納入総額が支給額となります。

(13) 共済事業のしくみ



※ (独) 福祉医療機構から本会に委託されている業務は、退職届等の取りまとめと退職届の記載内容の確認です。請求書の記載内容や添付書類に関する事、合算申出等その他の手続については、本会ではお答えできませんので、(独) 福祉医療機構へお問合せください。

(14) 他制度との比較

実施主体	(福)岩手県社会福祉協議会	(独)福祉医療機構	(福)全国社会福祉協議会
名称	民間社会福祉事業職員共済事業	社会福祉施設職員等退職手当共済制度	全国社会福祉団体職員退職手当積立基金
財政方式	積立方式	賦課方式	積立方式
加入対象施設・事業	県社協会員である社会福祉施設(公立を除き、市町村等が社会福祉法人に施設の運営を委託している場合を含む。)及び社会福祉団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 契約できる社会福祉法人</li> <li>・社会福祉施設又は特定介護保険施設等を経営している社会福祉法人</li> <li>◆ 加入対象となる施設・事業</li> <li>・社会福祉施設等</li> <li>法人が共済契約を締結した場合は、必ず加入しなければならない。</li> <li>・特定介護保険施設・申出施設等</li> <li>加入は法人の任意(加入する場合は、施設又は事業単位で加入)</li> </ul>	県市町村社会福祉協議会・社会福祉団体
加入対象職員	加入対象施設・団体に常時勤務する有給役職員(パートや臨時職員の場合は、1年以上の雇用見込みがあり、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者)	共済契約者に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等に常時従事する下記職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用期間に定めのない職員</li> <li>・雇用期間が1年以上で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者</li> <li>・雇用期間1年未満の職員が、その期間の更新により1年を経過した場合で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は、採用から1年を経過した日から加入</li> </ul>	加入対象施設に勤務する職員等
費用負担	毎月納入 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 会員</li> <li>標準給与額の 28.75/1,000</li> <li>◆ 事業主</li> <li>標準給与額の 28.75/1,000</li> </ul>	年1回(全額事業主負担) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉施設等職員</li> <li>44,500 円</li> <li>◆ 特定介護保険施設等職員</li> <li>44,500 円×3</li> <li>◆ 申出施設等職員</li> <li>44,500 円×3</li> </ul>	四半期ごとに納入(全額事業主負担) <p>本俸月額 110/1,000</p>
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 退職に伴う退会共済金の給付</li> <li>【計算式】</li> <li><u>[会費納入最終月から遡った12か月間の平均標準給与額]</u> × <u>[在会月数に応じた給付率]</u></li> <li>※加入期間1年未満の場合は、会員の会費納入総額のみ支給</li> <li>◆ 慶弔見舞金の給付</li> <li>結婚・出産祝金、療養見舞金、死亡弔慰金</li> </ul>	<p>退職手当金の支給(加入期間1年以上)</p> <p>【計算式】</p> <p><u>[退職前6か月間の平均本俸月額]</u> × <u>[支給乗率]</u></p> <p>※加入期間1年未満の場合は支給なし</p>	<p>退職に伴う退職一時金又は退職年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職一時金→加入期間1年以上</li> <li>・退職年金→加入期間 20 年以上で 60 歳以上</li> </ul> <p>【計算式】</p> <p><u>[退職前 1 年間の平均基準給]</u> × <u>[勤続期間に応じた給付率]</u></p>